

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
			会派・議員名	大国正博
年 月 日	令和4年4月1日			
年会費名	新生奈良研究会年会費			
相手方	奈良新聞社			
年会費支払目的	政治、経済など各界のリーダーらが識見を深める			
按分率の説明	75.0% (懇親会の費用除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 本県の景気上昇・経済労働問題の改善などを主眼に各界のリーダーによる講演</p> <p>◆本会の活動頻度 令和4年7月14日・令和4年9月5日・令和4年10月17日 令和5年2月24日・令和5年3月23日の講演会並びに総会に参加いたしました。</p> <p>◆効果等について 本県の経済労働問題の把握に努め、本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	(令和4年4月～令和4年9月分) 60,000 円×6ヶ月/12ヶ月	52
	年会費	30,000 円	(令和4年10月～令和5年3月分) 60,000 円×6ヶ月/12ヶ月	57
	合計		60,000 円 (60,000 円×75%=45,000 円を充当)	
備考	添付資料：規約、出席者（奈良新聞から）			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内
に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

奈良新聞政経懇話会・阪奈政経文化懇話会・現代なら研究会・なら21くらぶ

新生奈良研究会7月合同例会

謹啓 向暑の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、7月例会は、西大和学園創始者・大和大学 学長 田野瀬 良太郎氏を講師にお迎えして、「政治と教育に懸けた50年」と題しご講演いただきます。

諸事ご多用中とは存じますが、万障お練り合わせの上ご出席賜りますよう、ここにご案内申し上げます。

謹白

令和4年6月吉日

新生奈良研究会 事務局
奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内
☎0742-32-1000(代表)

記

- 1.日 時：令和4年7月14日(木) 開始時間が11時からと通常より早くっております。ご注意ください。
11:00~12:30 講演会
- 2.会 場：奈良ロイヤルホテル 休憩
(奈良市法華寺町254-1 ☎0742-34-1131) 12:40~13:40 懇親会
※新型コロナウイルス感染症予防対策を行いながら実施いたします。
- 3.講 師：西大和学園創始者 田野瀬 良太郎 氏
大和大学 学長
- 4.テ ー マ：「政治と教育に懸けた50年」
- 5.講師略歴：田野瀬 良太郎 (たのせりょうたろう)



奈良県立五條高等学校卒、名古屋工業大学卒、柔道5段。大学時代1年間アルバイトをしながら、世界33カ国を歴訪。これを機に政治の道を志し、1973年市議会議員初当選。その後、県会議員、衆議院議員に当選し、自治政務次官、財務副大臣、自民党文部科学部会長、自民党三役・総務会長等を務める。

議員活動を始めてまもなく、教育は政治上の最重要課題であると痛感し、実践として1981年なかよし保育園を開園。続けて西大和学園高等学校、西大和学園中学校、西大和学園カリフォルニア校、白鳳女子短期大学(現 白鳳短期大学)を設立し、2014年4月、西大和学園の集大成として大阪・吹田に大和大学を開学し、学長に就任。

2017年春の叙勲において「旭日重光章」受章。

著書 『西大和学園の奇跡』
『田舎に帰った青年が三バン(地盤・看板・靴)もなく国会議員になった話』(主婦の友社)

奈良新聞政経懇話会・阪奈政経文化懇話会・現代なら研究会・なら21くらぶ

新生奈良研究会9月合同例会

謹啓

晩夏の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、9月例会は、筑波大学名誉教授・筑波学院大学教授 **中村 逸郎** さんを講師にお迎えして、「なぜプーチン大統領は狂気に陥ったのか—ウクライナ戦争の行方」(仮)と題しご講演いただきます。

諸事ご多用中とは存じますが、万障お練り合わせの上ご出席賜りますよう、ここにご案内申し上げます。

謹白

令和4年8月吉日

新生奈良研究会 事務局
奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内
☎0742-32-1000(代表)

記

- 1.日 時：令和4年 9月 5日(月) 11:00~12:30 講演会
10分休憩
- 2.会 場：ホテル日航奈良 12:40~13:40 懇親会
(奈良市三条本町8-1 ☎0742-35-8831)
※新型コロナウイルス感染予防対策を
行いながら実施いたします。
- 3.講 師：筑波大学名誉教授 **中村 逸郎** 氏
筑波学院大学教授
- 4.テ ー マ：「なぜプーチン大統領は狂気に陥ったのか—ウクライナ戦争の行方」(仮)
- 5.講師略歴：中村 逸郎 (なかむら いつろう)



1956年 島根県生まれ
1986年 学習院大学大学院政治学研究科博士課程単位取得退学
モスクワ国立大学、ロシア連邦科学アカデミー
「国家と法」研究所に留学
2000年 島根県立大学助教授
2001年 筑波大学 社会科学系 助教授を経て、
2007年に人文社会系 教授
2022年 筑波大学名誉教授、筑波学院大学教授

著書『東京発 モスクワ秘密文書』(新潮社、1995年)
『ロシア市民—体制転換を生きる』(岩波新書、1999年)
『帝政民主主義国家ロシア—プーチンの時代』(岩波書店、2005年)
『虚栄の帝国ロシア—闇に消える「黒い」外国人たち』
(岩波書店、2007年)
『ロシアはどこに行くのか—タンDEM型民主主義の限界』
(講談社現代新書、2008年)
『ろくでなしのロシア—プーチンとロシア正教』(講談社、2013年)
『シベリア最深紀行—知られざる大地への七つの旅』
(岩波書店、2016年/文芸春秋[文芸学芸ライブラリー]、2020年)
『ロシアを決して信じるな』(新潮新書、2021年)

新生奈良研究会 10月合同例会

謹啓

立秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、10月合同例会は荒井正吾知事を講師にお迎えして、(仮)「奈良新『都』づくり戦略の最新の動き」と題しご講演いただきます。

諸事ご多用中と存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席賜りますよう、ここにご案内申し上げます。

謹白

令和4年9月吉日

新生奈良研究会 事務局
奈良新聞社 企画部営業課 奈良市法華寺町2番地の4
☎0742-32-1000(代表)

記

- 1.日 時：令和4年 10月17日(月) 12:00～13:30 講演会
10分休憩
- 2.会 場：奈良ホテル 13:40～14:30 懇親会
(奈良市高畑町1096 ☎0742-24-3033)
※新型コロナウイルス感染症予防対策を
行いながら実施いたします。
- 3.講 師：奈良県知事 荒井 正吾 氏
- 4.テ ー マ：(仮)「奈良新『都』づくり戦略の最新の動き」
- 5.講師略歴：荒井 正吾 (あらい しょうご)



生年月日 昭和20年 1月18日(77歳)

【学 歴】 昭和38年 3月 奈良女子大学附属高校卒業
昭和43年 3月 東京大学法学部卒業
昭和47年 6月 米国シラキュース大学マックスウェル
行政大学院を卒業
(昭和47年行政学修士を取得)

【職 歴】 昭和43年 4月 運輸省入省
昭和57年 4月 OECD日本政府代表部
平成 5年 6月 運輸省 観光部長
平成 8年 6月 同 鉄道局次長
平成 9年 6月 同 自動車交通局長
平成11年 7月 海上保安庁長官
平成13年 7月 第19回参議院議員選挙初当選
(奈良県選挙区)
平成15年 9月 外務大臣政務官
平成19年 5月 奈良県知事(1期目)
平成23年 5月 奈良県知事(2期目)
平成27年 5月 奈良県知事(3期目)
令和元年 5月 奈良県知事(4期目)

10 月 例 会

令和4年10月17日(月)
於：奈良ホテル

☆本日のスケジュール 12時00分～13時30分 講演会

13時40分～14時30分 懇親会

講 師 奈良県知事 荒井 正吾 氏

テーマ 「奈良の発展を生み出す『新都づくり戦略』」

略 歴 昭和20年 /1945年 1月18日生まれ(77歳)
昭和38年 /1963年 奈良女子大学附属高校卒業
昭和43年 /1968年 東京大学法学部卒業 運輸省入省
昭和47年 /1972年 米国シラキュース大学マックスウェル行政大学院を卒業
(行政学修士を取得)
昭和57年 /1982年 OECD日本政府代表部参事官
平成05年 /1993年 運輸省観光部長
平成08年 /1994年 同 鉄道局審議官
平成09年 /1996年 同 自動車交通局長
平成11年 /1999年 海上保安庁長官
平成13年 /2001年 第19回参議院議員選挙初当選(奈良県選挙区)
平成15年 /2003年 外務大臣政務官
平成19年 /2007年 奈良県知事(1期目)
平成23年 /2011年 奈良県知事(2期目)
平成27年 /2015年 奈良県知事(3期目)
令和元年 /2019年 奈良県知事(4期目)

MEMO

新生奈良研究会・阪奈政経文化懇話会・現代奈良研究会・なら21くらぶ
奈良新聞政経懇話会2月合同例会

謹啓

上春の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2月例会は**経済学者の高橋洋一氏**を講師にお迎えして、
「**日本経済の真相**」と題しご講演いただきます。

諸事ご多用中と存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席賜りますよう、ここに
ご案内申し上げます。

謹白

令和5年2月吉日

奈良新聞政経懇話会 事務局
奈良市法華寺町2番地4
☎0742-32-1000(代表)

記

- 1.日 時：令和5年**2月24日(金)** 12:00～13:30 講演会
10分休憩
- 2.会 場：**奈良ロイヤルホテル** 13:40～14:40 懇親会
(立食となります)
(奈良市法華寺町254-1 ☎0742-34-4363)
※新型コロナウイルス感染予防対策を
行いながら実施いたします。
- 3.講 師：経済学者 **高橋 洋一 氏**
- 4.テ ー マ：「**日本経済の真相**」
- 5.講師略歴：高橋 洋一 (たかはし よういち)



経歴 1955年、東京都生まれ。東京大学理学部数学科・経済学
部経済学科卒業。博士(政策研究)。
1980年、大蔵省(現・財務省)入省。
理財局資金企画室長、プリンストン大学客員研究員、内閣
府参事官(経済財政諮問会議特命室)、総務大臣補佐官、
内閣参事官(総理補佐官補)などを歴任。
2008年、退官。
現在は、嘉悦大学ビジネス創造学部教授、株式会社政策
工房代表取締役会長。国・地方自治体・政党など政策関係
者向けの政策コンサルティング、民間企業・非営利団体向
けのサポートを行なっている。
2020年10月～2021年5月 菅義偉内閣において内閣官房
参与(経済・財政政策担当)

近著『国民のための経済と財政の基礎知識』(扶桑社 2021年)
『武器になる経済ニュースの読み方』(マガジンハウス 2021年)
『ポスト・コロナ「新しい世界」の教科書』(徳間書店 2020年)
『コロナ大不況後、日本は必ず復活する』(宝島社 2020年)
『政治家も官僚も国民に伝えようとする増税の真実』(SBクリエイティブ 2019年)
新・国債の真実 - 99%の日本人がわかっていない(あき出版 2021年)
新・図解地政学入門 世界の「今」を読み解く!(あき出版 2022年)
安倍さんと語った世界と日本(ワック 2022年)

◎誠に勝手ながら、出欠のお返事は2月13日(月)までをお願いします。

2 月 例 会

令和5年2月24日(金)
於：奈良ロイヤルホテル

☆本日のスケジュール 12時00分～13時30分 講演会

10分 休憩

13時40分～14時30分 懇親会 (着席バイキング)

講師 経済学者 高橋 洋一 氏

テーマ 「日本経済の真相」

略 歴

1955年、東京都生まれ。東京大学理学部数学科・経済学部経済学科卒業。博士(政策研究)。

1980年、大蔵省(現・財務省)入省。

理財局資金企画室長、プリンストン大学客員研究員、内閣府参事官(経済財政諮問会議特命室)、総務大臣補佐官、内閣参事官(総理補佐官補)などを歴任。

2008年、退官。

現在は、嘉悦大学ビジネス創造学部教授、株式会社政策工房代表取締役会長。国・地方自治体・政党など政策関係者向けの政策コンサルティング、民間企業・非営利団体向けのサポートを行っている。

2020年10月～2021年5月 菅義偉内閣において内閣官房参与(経済・財政政策担当)

近 著

『国民のための経済と財政の基礎知識』(扶桑社 2021年)

『武器になる経済ニュースの読み方』(マガジンハウス 2021年)

『ポスト・コロナ「新しい世界」の教科書』(徳間書店 2020年)

『コロナ大不況後、日本は必ず復活する』(宝島社 2020年)

『政治家も官僚も国民に伝えようとしない増税の真実』(SBクリエイティブ 2019年)

新・国債の真実・99%の日本人がわかっていない(あさ出版 2021年)

新・図解地政学入門 世界の「今」を読み解く!(あさ出版 2022年)

安倍さんと語った世界と日本(ワック 2022年)

MEMO

3 月 例 会

令和5年3月23日(木)
於：ホテル日航奈良

☆本日のスケジュール 11時00分～12時30分 講演会

10分 休憩

12時40分～13時30分 懇親会

講 師 ジャーナリスト・白鷗大学名誉教授 後藤 謙次 氏

テーマ 「統一地方選を占う」

略 歴

・経歴

- 1949年10月5日 東京都生まれ
- 1973年 早稲田大学法学部卒業、共同通信社入社
函館支局、札幌支社編集部など
- 1982年 同社本社政治部、首相官邸、自民党(旧田中派担当)
外務省、野党担当、自民党クラブキャップ、首相官邸
クラブキャップ、政治部次長、政治部長などを歴任
- 2004年11月 同社論説副委員長兼編集委員
- 2006年6月 同社編集局長
- 2007年10月 共同通信社退社

・テレビ

- 2005年3月～2006年5月 TBS系ニュース番組「イブニング・ファイブ」のコメンテーター
- 2007年12月～2009年3月 共同通信社退社後、「NEWS23」キャスター
- 2009年3月～2010年3月 「総力報道!THE NEWS」アンカー
- 2012年7月～ 「報道ステーションサンデー」「報道ステーション」(テレビ朝日)
など民放各局にコメンテーターとして出演

・現 在

- ジャーナリスト、共同通信客員論説委員
- 週間ダイヤモンドに政治コラム「永田町ライブ!」を連載中
- 北國新聞コラム「北風抄」、静岡新聞「論壇」、徳島新聞「ニュース九十九折」を執筆中
- 文化放送ニュースパレード「後藤謙次ポイント・オブ・ビュー」(毎週月曜日)
- その他 文藝春秋、中央公論等で評論・対談・インタビュー

MEMO

◎講演のポイント (2023・03・23)

- ▼安倍氏なき岸田政権の内部構造
 - ▼内閣支持率が示す低空安定飛行
 - ▼統一地方選で浮かび上がる与野党の内情
 - ▼曲がり角に立つ自公連立
 - ▼「10増10減」と衆院解散総選挙
 - ▼広島 G7 サミットと岸田外交
 - ▼容易ならざる政策課題
- 「防衛費・物価高・少子化・LGBTQ 問題」

主な政治の動き (2023・2・20 現在)

【2021年】

- 10月04日 岸田文雄氏が第100代首相に就任
- 31日 第49回衆院選挙、自民単独過半数、与党で絶対安定多数

【2022年】

- 11月10日 第2次岸田内閣発足
- 2月24日 ロシアがウクライナに軍事侵攻、対ロシア経済制裁発表
- 5月15日 沖縄本土復帰50周年
- 22日 バイデン米大統領来日（～24日、日米首脳会談は23日）
- 6月26日 G7サミット（ドイツ・エルマウ～28日）
- 7月08日 安倍晋三元首相が銃撃され死去
- 10日 参院選投開票＝自民党大勝
- 8月10日 内閣改造・自民党役員人事
- 27日 アフリカ開発会議（TICAD～28日、チュニジア）
- 9月27日 安倍元首相の国葬（日本武道館）
- 10月03日 臨時国会召集（会期末12月10日）
- 24日 山際大志郎経済再生相更迭、後任に後藤茂之氏
- 11月11日 葉梨康弘法相辞任、後任に斎藤健氏
- 20日 寺田稔総務相更迭、後任に松本剛明氏
- 12月10日 旧統一教会をめぐる被害者救済法成立、臨時国会閉幕
- 16日 防衛3文書閣議決定、防衛増税決着
- 26日 秋葉賢也復興相、杉田水脈総務政務官を更迭

【2023年】

- 1月13日 日米首脳会談
- 1月23日 通常国会召集（会期末6月21日）
- 2月04日 LGBT発言で首相秘書官を更迭
- 14日 新しい日銀総裁に植田和男氏を起用する人事案を衆参両院に提示
- 3月16日 尹錫悦・韓国大統領来日（～17日）
- 4月09、23日 統一地方選（23日は衆院山口4区など4統一補欠選挙も）
- 5月19日 G7サミット（～21日、広島）

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
					会派・議員名 大国正博
年 月 日	令和4年4月4日他				
表題	奈良県議会議員大国正博ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% 政務活動以外の記事があるため				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	維持管理費	(株) 奈良新聞コミュニケーションズ	月 12,960 円	更新料	2他
		※すべて 50% 充当 合計 155,520 円 月 12,960 × 12 月 × 50% = 77,760 円			
備考	ホームページアドレス : http://www.m-ookuni.jp/ 添付資料 ホームページ制作・保守費用の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

注 文 書

(お客様控)

№ 03275

注文日 2009年5月1日

(注文者)

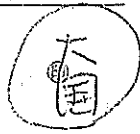
(納入者)

住 所 〒

会社名

奈良県議会議員

大國 正博



Nara Simban Communications

株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ

〒630-8001 奈良市法華寺町2番地4

TEL: 0742(35)2322 FAX: 0742(35)2346

www.nara-np.com

T E L ()

F A X ()

商 品 名	型 番	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)
コミュニケーションズ		1	ヶ月		0
HP+スマホ					
前前同のり					
リース契約期間	48ヶ月	現金価格小計(税抜)			
月額リース料(税抜)	12000円	消費税()%			
月額リース料(税込)	円	現金価格合計(税込)			
前払リース料(税込)	ヶ月分	円			

納入予定日	年 月 日
納入先	
締・支払日	日締 当月・翌月 日払
支払方法	リース・現金・振込・集金 その他 ()
信販会社	

月 額 費 明 細	金 額 (円)
消費 税 () %	
月 額 費 合 計	

役員	部長	課長	担当者

第11号様式 (第5条関係)

政務活動記録簿 (県外・県内視察)					
					会派・議員名 大国正博
年 月 日	令和4年4月21日				
政務活動先	文化庁				
政務活動の目的	「飛鳥・藤原の宮都と関連資産群」世界遺産登録についての調査				
相手方	文化庁				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	<p>令和6年度を目標に進めている「飛鳥・藤原の宮都と関連資産群」世界遺産登録について、文化庁塩見次長、鈴木文化資源活用課長、西文化資源活用課主任文化財調査官、小此鬼政策課専門官、鈴木文化財調査官から詳細に現状と今後の進め方についてご説明をいただきました。</p> <p>今後の議会活動に反映をさせてまいりたい。</p>				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	国会議事堂前	近鉄	大和西大寺 京都	1090円	
		JR	京都 東京	14170円	
	大和西大寺	JR	東京 京都	14170円	
		近鉄	京都 大和西大寺	1090円	
	宿泊費	円	内訳:		
	会費	円	内訳:		
	合計	30520円 (全額政務活動費)			
備考	添付資料：名刺、写真				

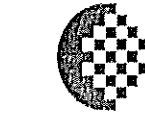
注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



文化庁

鈴木 地平

文化財調査官
博士(地域政策学)



文化庁

Agency for Cultural Affairs
Government of Japan

文化庁次長(京都担当)
塩見 みづ枝

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 旧庁舎5F
Tel: 03-5253-4111 [代表]
03-6734-3116 [直通] Fax: 03-6734-3811

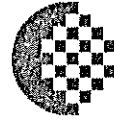
Mail: [Redacted]
〒605-8505 京都府京都市東山区東大路道
松原上る三丁目昆沙門町43-3
Tel: 075-330-6720 [代表] Fax: 075-561-3512



JAPAN
CULTURAL
EXPO

文化庁 文化資源活用課
文化遺産国際協力室

室長 鈴木 文孝



文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
旧文部省庁舎6階

Tel: 03-5253-4111 [内線4762]
03-6734-4762 [直通]

Fax: 03-6734-3820

Mail: [Redacted]

文化庁政策課 専門官

小此鬼 洋平

OKONOGI Yohei

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
旧文部省庁舎 5 階

Tel: 03-5253-4111 [内線 4464]

03-6734-2809 [直通]

Fax: 03-6734-3811

Mail: [Redacted]



文化庁 文化資源活用課
文化遺産国際協力室
主任文化財調査官



文化庁

Agency for Cultural Affairs
Government of Japan

西 和彦

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
旧文部省庁舎6階

TEL: 03-5253-4111 [内線4763]

FAX: 03-6734-3820

E-mail: [Redacted]

飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群の現状について、文化庁次長の塩見みづ枝氏、文化資源活用課長の鈴木文孝氏などより説明を受け意見交換を行う。

(衆議院第二議員会館)



飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群の 現状について

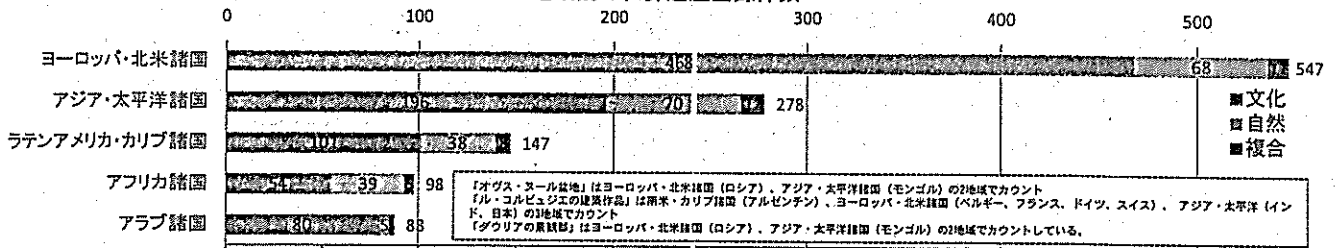
令和4年4月
文化庁

世界遺産条約とは

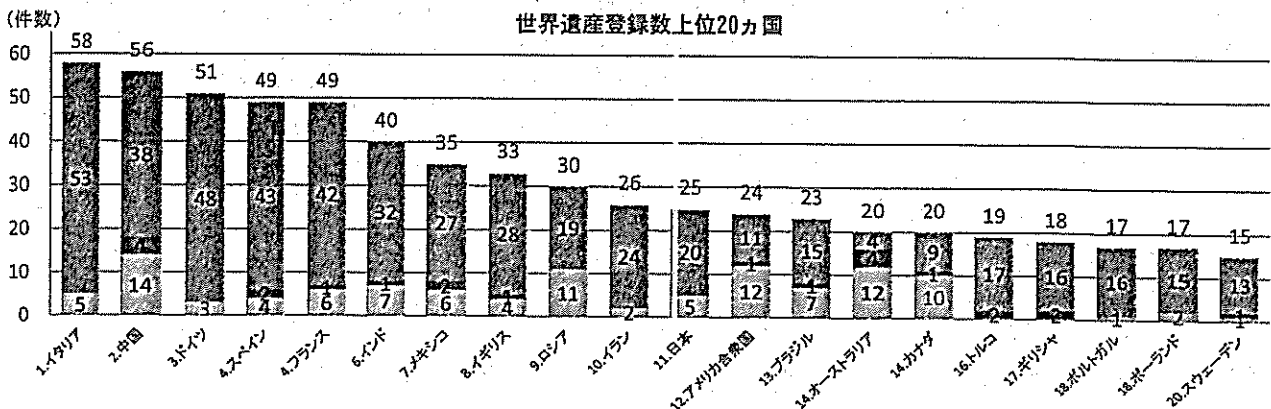
文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、人類全体のための世界の遺産として保存する必要があることを考慮し、その保護を行うための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする。

- 1972年 ユネスコ総会で条約採択
- 1975年 条約発効
- 1992年 日本の条約締結
- 2022年4月現在 締約国数194ヶ国、世界遺産登録数1,154件（文化897件、自然218件、複合39件）

地域別の世界遺産登録件数



世界遺産登録数上位20ヵ国



世界遺産一覧表への記載に必要なこと

1. 価値の証明

(1) 顕著な普遍的価値

(Outstanding Universal Value)

国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値

(2) 真実性 (Authenticity)

オリジナルの状態を維持していること

(3) 完全性 (Integrity)

価値を表すものの全体が残っていること

2. 保全措置

(1) 構成資産保護

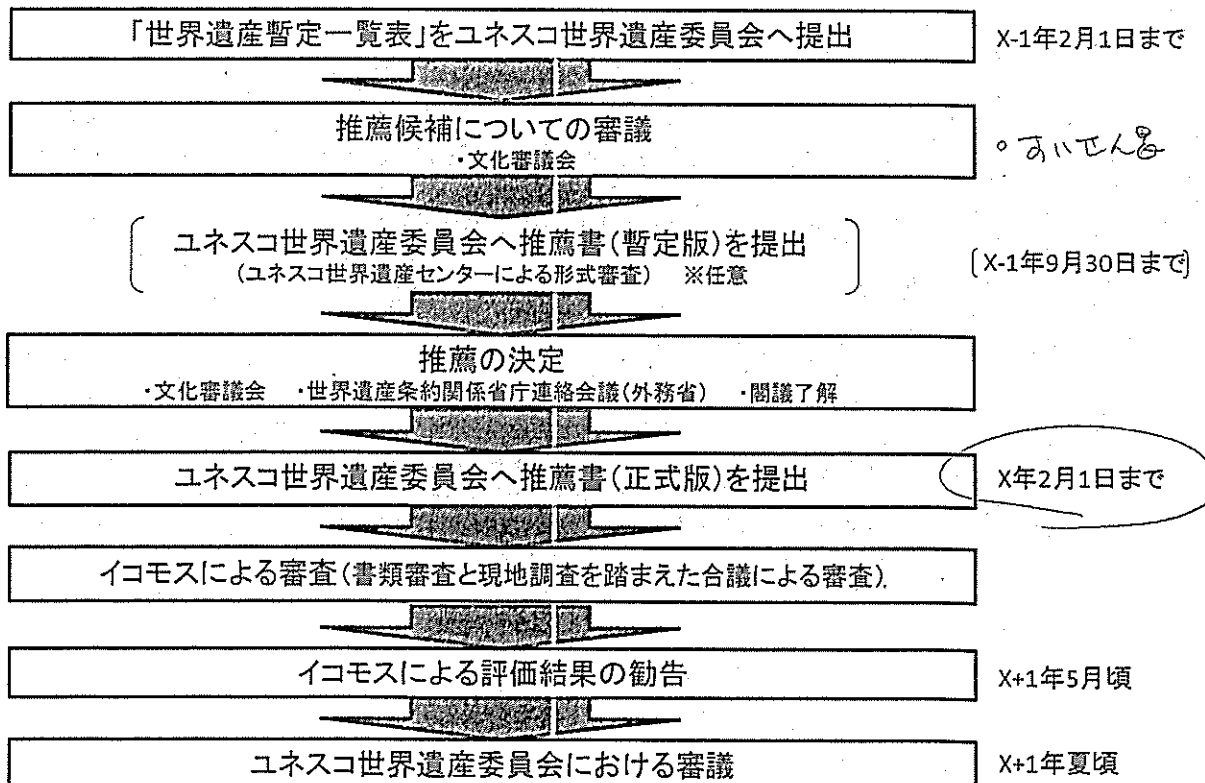
(2) 緩衝地帯 (Buffer Zone) の設定

登録基準 (文化遺産の場合)

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に関する優れた見本であること。
- (v) ある文化 (または複数の文化) を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている。
- (vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること (ただし、この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

2

世界遺産一覧表への審査プロセス



※ ユネスコ世界遺産委員会における審議は、ユネスコの定めにより、令和2年(2020)より各国、文化遺産・自然遺産あわせて年1件。

3

我が国の世界遺産(文化遺産20件、自然遺産5件)

記載物件名	所在地	記載年	区分
① 法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	H5	文化
② 姫路城	兵庫県	H5	文化
③ 屋久島	鹿児島県	H5	自然
④ 白神山地	青森県・秋田県	H5	自然
⑤ 古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	京都府・滋賀県	H6	文化
⑥ 白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	H7	文化
⑦ 原爆ドーム	広島県	H8	文化
⑧ 厳島神社	広島県	H8	文化
⑨ 古都奈良の文化財	奈良県	H10	文化
⑩ 日光の社寺	栃木県	H11	文化
⑪ 琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	H12	文化
⑫ 紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	H16	文化
⑬ 知床	北海道	H17	自然
⑭ 石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	H19	文化
⑮ 小笠原諸島	東京都	H23	自然
⑯ 平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	H23	文化
⑰ 富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	H25	文化
⑱ 富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	H26	文化
⑲ 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	H27	文化
⑳ 国立西洋美術館(ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献-)	東京都(他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド)	H28	文化
㉑ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	H29	文化
㉒ 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	H30	文化
㉓ 百舌鳥・古市古墳群-古代日本の墳墓群-	大阪府	R1	文化
㉔ 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	鹿児島県、沖縄県	R3	自然
㉕ 北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道、青森県、秋田県、岩手県	R3	文化

4

世界遺産暫定一覧表記載リスト

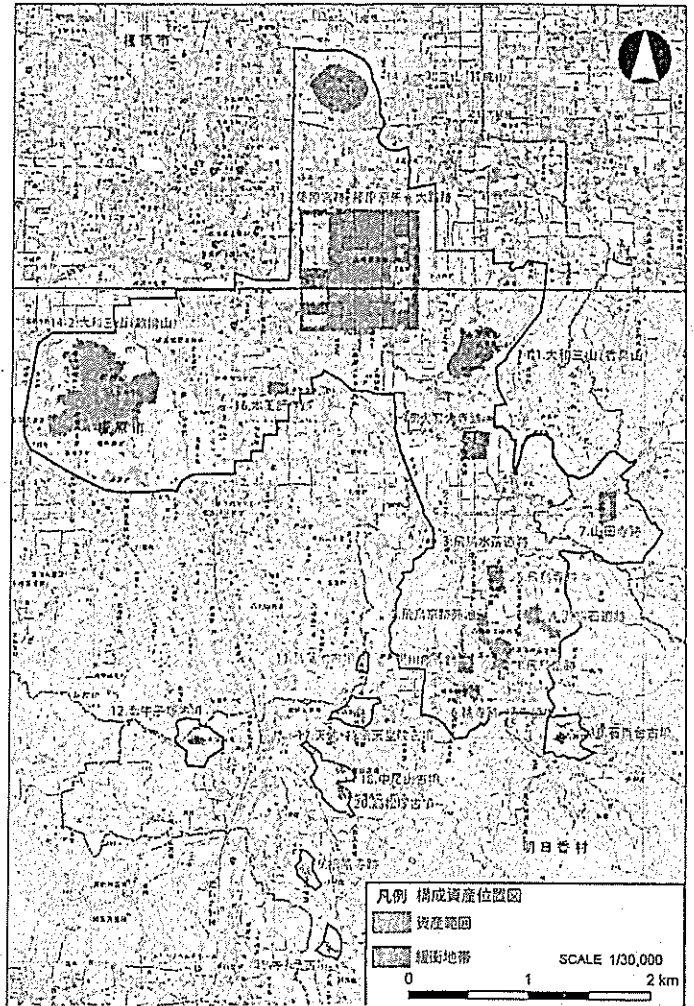
(文化遺産5件)

- ① 古都鎌倉の寺院・神社ほか(神奈川県)
- ② 彦根城(滋賀県)
- ③ 飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群(奈良県)
- ④ 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群(新潟県)
- ⑤ 平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-(拡張)(岩手県)

「飛鳥・藤原」の概要

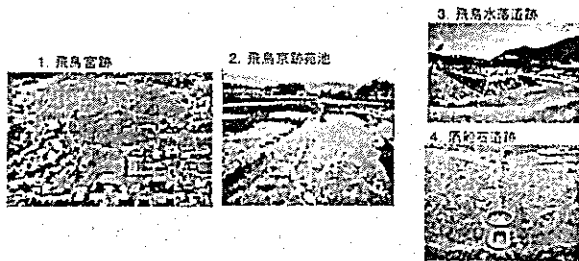
(県提供資料を基に作成)

「飛鳥・藤原」は、6世紀末期から8世紀初頭の約100年という短い期間に、東アジア地域東端に位置する日本列島の中心において、初めて中央集権国家が誕生したことを示す資産である。それは、当時の東アジア地域における緊迫した情勢の下に、中国・朝鮮半島の諸国間で繰り広げられた政治的・文化的交流の所産であり、外来の「律令制度」に倣いつつ、独自に発展させた中央集権体制による国家統治システムを表す「宮殿跡」・「仏教寺院跡」・「墳墓」の20の構成資産群から成る。

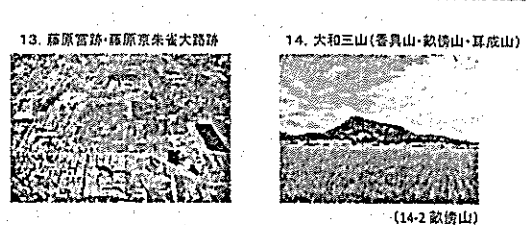


飛鳥・藤原の全部分の歴史遺産を構成する資産群の概要

飛鳥宮の残存



藤原宮の残存



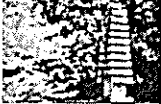
5. 飛鳥寺跡



7. 山田寺跡



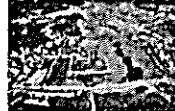
9. 橘橋寺跡



6. 橘寺跡(橘寺境内)



8. 川原寺跡



15. 大宮大寺跡



16. 本薬師寺跡



10. 石舞台古墳



11. 葛瀧池古墳



12. 栗牛子塚古墳



17. 天武・持統天皇陵古墳



19. キトコ古墳



18. 中尾山古墳



20. 高松塚古墳



「飛鳥・藤原」の進捗状況(令和3年5月現在)

- ・ 専門委員会を重ね、当該遺産の価値付けの方向性、価値を証明するための構成資産の選択に関する検討を進めている。
- ・ 構成資産の候補である特別史跡山田寺跡について保存活用計画の検討が進められており、令和3年度中の策定が予定されている。これにより、構成資産とする予定の文化財について概ね保存活用計画が整う見込み。包括的保存管理計画は令和2年度に素案が作成され、令和3年度に完成予定。
- ・ 宮内庁など関係する行政機関との連携構築も進んでいる。

8

「飛鳥・藤原」の課題等(令和3年5月現在)

- ・ 百濟歴史地域や慶州歴史地域など同種の資産がすでに世界遺産一覧表に登録されている中で、日本列島における国家統治システムの形成過程を示すことが人類史としてどのような意味を持つか更なる検討が必要。
- ・ 日本が中国大陸や朝鮮半島から文化や技術を摂取していった過程にどのような特徴があるか更なる検討が必要。

9

「飛鳥・藤原」の課題等 (令和3年5月現在)

- 文化財の追加指定など、主張しようとする価値に対応する構成資産を万全に保護するための法的担保措置について引き続き検討が必要。
- 包括的保存管理計画についてさらに精緻な検討が必要。
- ほぼ全ての構成資産が地下遺構であるため、インタープリテーション戦略を検討し、短期・中長期の行動計画を立てることが必要。

・ 飛鳥・藤原の
遺構の保存
・ 20の遺構の保存

△ 包括的保存管理計画

・ 遺構の骨格は正確に認識 ・ 完全

全体か、ソニニング
Aがコアが保存する
とそれを反Aにする。

① 保存する。

・ 地下一室中露出地のリスクをどうにかする

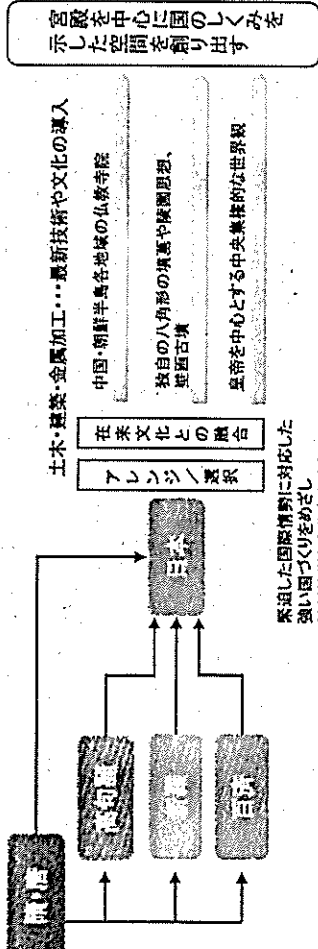
「飛鳥・藤原」を世界遺産に!



「飛鳥・藤原」の世界遺産としての価値とは?

6世紀末～8世紀初頭の東アジアにおける技術や文化の交流を示しています。

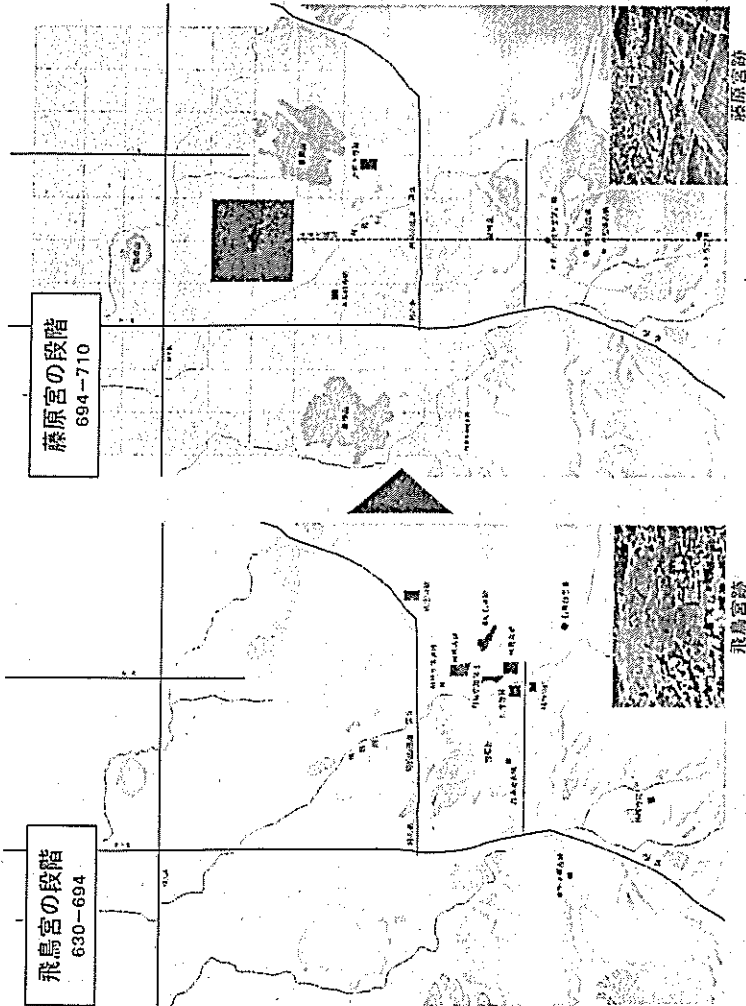
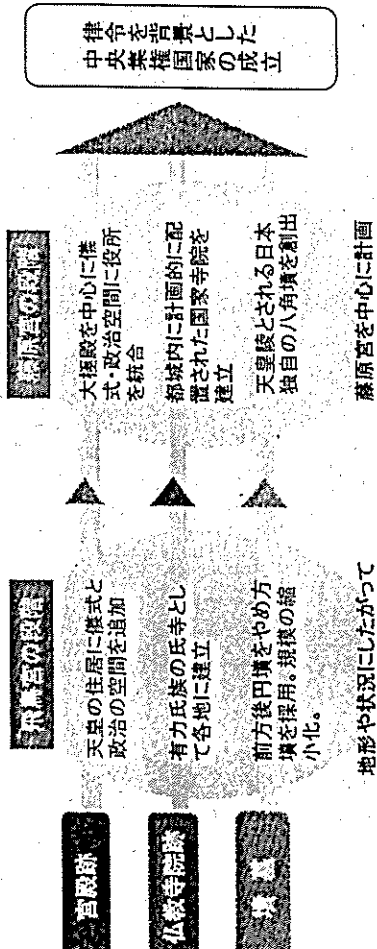
「飛鳥・藤原」の時代、長らく分裂状態にあった中国で、隋や唐という統一王朝が成立し、周辺諸国への影響を強めました。緊迫する国際情勢の下、日本は強い国づくりをめざして、中国・朝鮮半島との交流によって得た最新の技術や文化を自分たちでアレンジし取り込みました。国のしくみを目に見える形にした藤原宮を中心とする空間と、それを構成する数々の資産を生み出した技術と文化の交流を「飛鳥・藤原」は示しています。



遺跡の変遷により国の成り立ちがわかる東アジアで唯一の例です。

「飛鳥・藤原」以前の時代は、大きな古墳を造り、各地の有力者が権威を示した時代でした。そして「飛鳥・藤原」より後の奈良時代は、整然と区画された都のなかに役所や仏教寺院が建ち並ぶ時代になります。この両者の間には、政治体制や思想、技術など大きな変化があります。

「飛鳥・藤原」は、宮殿の構造、寺院の建物配置、墳墓の形、これらの位置など遺跡の変化が判明しています。これらの比較によって、中国を模範とした国づくりの過程を示すことができます。唯一の例です。

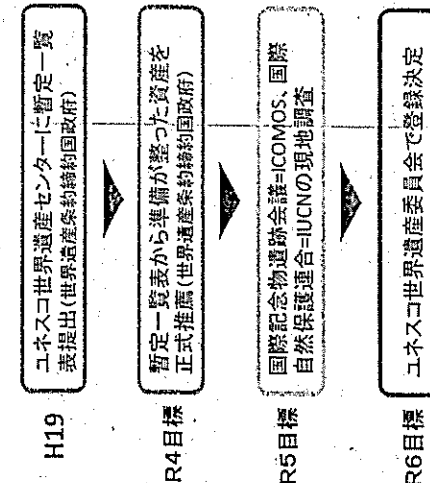


ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内の価値観の交流を示すものである。

iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。

「世界遺産条約履行のための作業指針」より

世界遺産登録までの流れ



種別	記載年	資産名
文化	1992	古都鎌倉の寺院・神社ほか
文化	1992	彦根城
文化	2007	飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群
文化	2010	金を中心とする佐渡金山の遺産群
文化	2012	平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡- (拡張)

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」に関する文化庁の評価 於：文化審議会世界文化遺産部会

令和2年3月3日

令和2年6月10日

① 世界的な観点から顕著な普遍的価値(OUV)の論理的かつ明確に表現することが試みられた。

② 評価基準及び構成資産の選択により、全ての構成資産が評価基準に貢献するための整理が試みられた。

進捗状況

① 専門委員会を重ね、当該遺産の価値付けの方向性、価値を証明するための構成資産の選択に関する検討を進めている。

② 構成資産の候補である特別史跡山田寺跡について保存活用計画の検討が進められており、令和3年度中の策定が予定されている。これにより、構成資産とする予定の文化財について概ね保存活用計画が整う見込み。包括的保存管理計画は令和2年度に素案が作成され、令和3年度に完成予定。

③ 宮内庁など関係する行政機関との連携構築も進んでいる。

① 東アジアにおいて中国の影響を受けながら様々な国家が成立した時期に日本列島における国家成立の過程を示すことが、どのような意味を持つか更なる検討が必要。

② 日本が中国大陸や朝鮮半島から文化や技術を摂取していった過程にどのような特徴があるか示すことが必要。

③ 文化財の追加指定など、主張しようとする価値に対応する構成資産を完全に保護するための法的担保措置について引き続き検討が必要。

④ 候補となる構成資産に係る保存活用計画及び包括的保存管理計画の策定に関する検討が必要。

⑤ ほぼ全ての構成資産が地下遺構であるため、インタクション戦略に関する検討が必要。

① 百済歴史地域や慶州歴史地域など同種の資産がすでに世界遺産一覧表に登録されている中で、日本列島における国家統治システムの形成過程を示すことが人類史としてどのような意味を持つか更なる検討が必要。

② 日本が中国大陸や朝鮮半島から文化や技術を摂取していった過程にどのような特徴があるか更なる検討が必要。

③ 文化財の追加指定など、主張しようとする価値に対応する構成資産を完全に保護するための法的担保措置について引き続き検討が必要。

④ 包括的保存管理計画についてさらに精緻な検討が必要。

⑤ ほぼ全ての構成資産が地下遺構であるため、インタクション戦略を検討し、短期・中長期の行動計画を立てることが必要。

今後の計画

推薦書(素案) 2章 評価基準(iii) の比較研究

推薦書(素案) 2章 評価基準(ii) の比較研究

OUVに即した範囲の決定 史跡追加指定の継続

包括的保存管理計画を策定

遺跡整備など世界遺産理解のための説明方法の検討 登録まで/登録後の戦略を検討



第11号様式の7 (第5条関係)

政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 大國正博

年 月 日	令和4年6月9日				
政務活動先	国土交通省				
政務活動の目的	踏切道におけるバリアフリー対策に係る要望書を提出				
相手方	齊藤鉄夫国土交通大臣				
内容、結果等 ※陳情要請の 効果を明記のこと	<p>4月25日大和郡山市内の近畿日本鉄道踏切内において全盲の女性が電車にはねられてなくなる事故が発生。 公明党県議団は、5月24日に大和郡山市担当職員や県視覚障害者福祉協会の辰巳会長とともに事故現場でお話を聞かせていただいてまいりました。二度とこのような痛ましい事故が起きないように再発防止と国としての協力・支援を要望。</p>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	近鉄	大和西大寺 京都	1090円	
		JR	京都 東京	13970円	
	大和西大寺	JR	東京 京都	13970円	
		近鉄	京都 大和西大寺	1090円	
	合計	30120円 (全額政務活動費)			22
備考	添付資料：名刺、写真				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

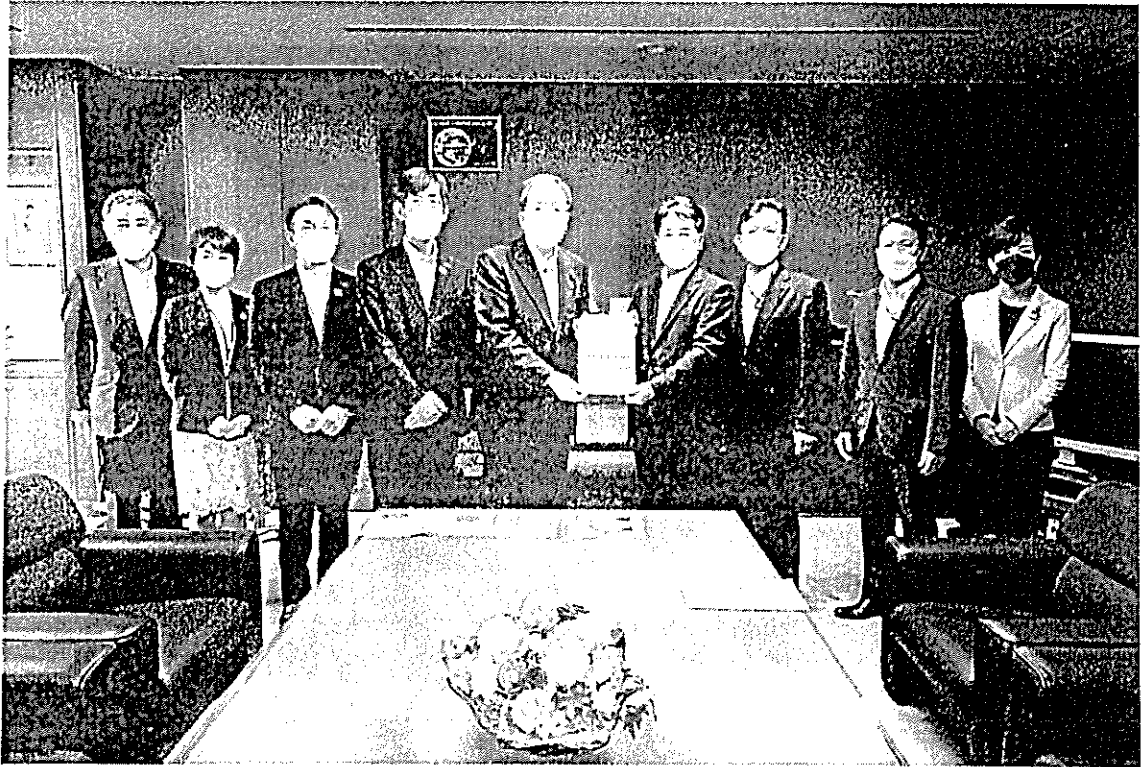
国土交通大臣

衆議院議員

齊藤

鉄夫

令和4年6月9日 国土交通省・国土交通大臣室において要望



第11号様式 (第5条関係)

政務活動記録簿 (県外・県内視察)

会派・議員名 大国正博

年 月 日	令和5年2月2日				
政務活動先	衆議院第二会館 有楽町朝日ホール				
政務活動の目的	文化庁事業の日本博を調査 日中交流二千年アジアをつなぐ美と精神展記念シンポジウム視察				
相手方	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁 ・奈良県 				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁の杉野文化経済・国際課新文化芸術創造室長より、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、総合テーマ「日本人と自然」に下に、縄文時代から現代まで続く「日本の美」を国内外へ発信する今後の「日本博2.0」について説明を受けました。 ・中国国交正常化50周年の2022年秋に中華人民共和国・清華大学と共同で、展覧会を北京の同大学芸術博物館で開催したことを踏まえ、展覧会での成果や今後の交流の方向性について学びました。 <p>今後の議会活動に反映をさせてまいりたい。</p>				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	近鉄	大和西大寺 京都	1,090	82
		JR	京都 東京	13,970	82
	大和西大寺	JR	東京 京都	13,970	82
		近鉄	京都 大和西大寺	1,090	82
	宿泊費	円			
	会費	円	内訳:		
	合計	30,120円 (全て政務活動費)			
備考	添付資料: 写真、名刺				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



文化庁文化経済・国際課

新文化芸術創造室長

(「日本博」担当室長)

杉野 可愛

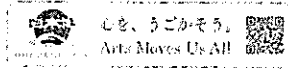
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
旧文部省庁舎 5階

Tel : 03-5253-4111(内線4831)

03-6734-4831(直通)

Fax : 03-6734-3816

Mail : 



文化庁政策課 専門官

小此鬼 洋平

OKONOGI Yohei

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

旧文部省庁舎 5階

Tel : 03-5253-4111 [内線 4464]

03-6734-2809 [直通]

Mail : 

令和5年2月2日 杉野可愛文化庁文化経済・国際課新文化芸術創造室長らより日本博の説明を受ける。(衆議院第二会館)





奈良県・清華大学友好提携事業
日中国交正常化50周年事業

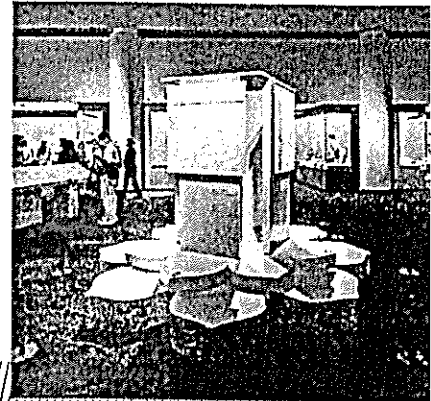
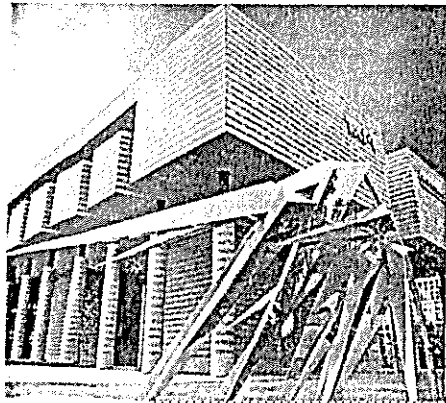
日中交流二千年

アジアをつなぐ 美と精神

【跨越両国の审美：日本与中国汉唐时期文化交流】

会期 2022年9月24日～12月4日

会場 清華大学芸術博物館（中国・北京）



「日中交流二千年 アジアをつなぐ美と精神」展
記念シンポジウム

先着
500名様
無料で招待

2023年2月2日(木)

13:15 14:00～16:00(終了予定)

会場：有楽町朝日ホール(東京都千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオン11階)

※ 新型コロナウイルス感染症の状況等により、開催方法や定員等の変更を行う可能性がございます。
変更があった場合は、裏面に記載の参加申し込み用サイトにてお知らせいたします。

奈良県は、日中国交正常化50周年の節目にあたる2022年秋、友好提携を結んだ中華人民共和国・清華大学と共同で、日中交流の長い歴史をテーマとした展覧会を北京の同大学芸術博物館で開催しました。

本展では、奈良県立橿原考古学研究所が保管する県内出土の考古資料を中心に、日中交流の歴史を物語る作品108件、中国国内からは遣唐使などの古代日本にゆかりのある文物67件を出陳。高松塚古墳壁画や法隆寺金堂壁画を復元した高精細複製陶板を公開しました。両国の歩みの中で重要な位置を占めてきた奈良の魅力を再認識、新発見できる展覧会として大好評を頂きました。

この記念シンポジウムでは、本展の開催を通じて得られた知見や文化交流の成果について、奈良県知事はじめ、本展を企画した日中の関係者に語り合っていただきます。

主催 奈良県

裏面の申し込み方法をご覧ください

1 主催者挨拶 (10分)

奈良県知事 中国側主催者
荒井 正吾 *VTR放映(日本語字幕付き)



2 来賓挨拶 (5分)

在日本国中華人民共和国大使館
公使参事官(文化担当)
陳 諍 氏

3 展覧会成果報告 (25分)

奈良県立橿原考古学研究所主任研究員
坂 靖



4 基調講演 (20分)

清華大学教授/清華大学芸術博物館常務副館長
杜 鵬飛 氏 *VTR放映(日本語字幕付き)

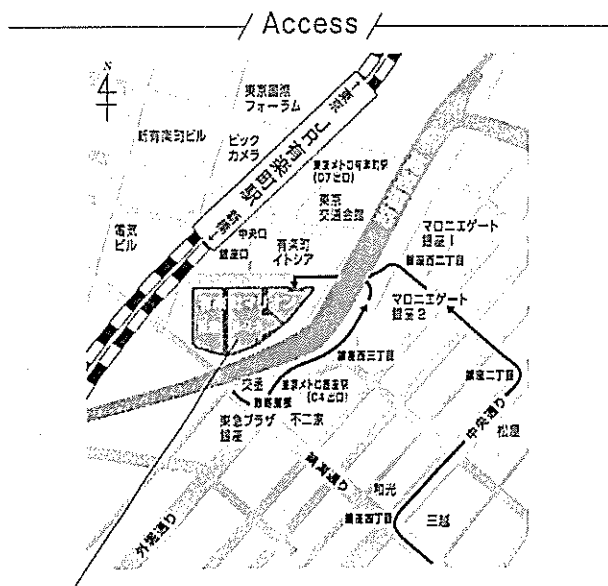


5 パネルディスカッション (30分)
テーマ:
『日中交流の原点を探る』

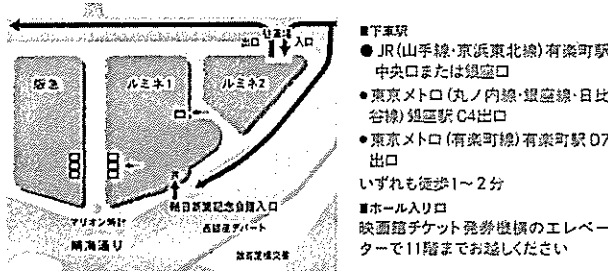
奈良県知事 奈良県立橿原考古学研究所所長/
元文化庁長官 *ファシリテーター
荒井 正吾 青柳 正規
奈良県学芸政策顧問/
京都大学名誉教授
根立 研介



※ プログラム及び出演者は予告なく変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。



有楽町朝日ホール
〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-5-1
有楽町マリオン11階
URL <https://www.asahi-hall.jp/yurakucho/>



参加申し込み方法

この「記念シンポジウム」に先着500名様をご招待(無料)いたします。ご希望の方は下記①、②のいずれかの方法でお申し込みください。

①サイトから申し込む

<https://sendnavi.noc-net.co.jp/nocqs/user/?sid=49&qid=fdc9a53843de36663660281b77edbb53>



スマートフォン、タブレットをご利用の方▶

②郵便はがきで申し込む

宛先: 〒135-0061 東京都江東区豊洲5-6-36
豊洲プライムスクエア4F NOC内
「日中交流二千年」展 記念シンポジウム 係

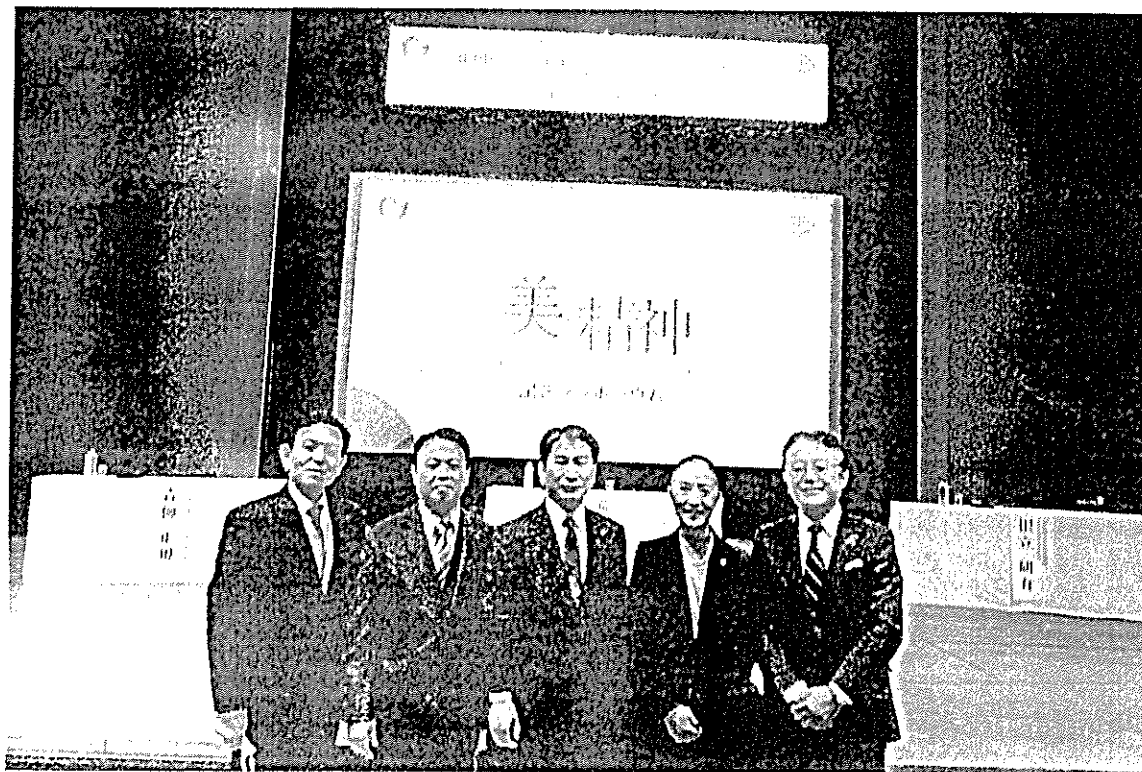
- ご記入事項:
- 参加者人数(ご本人を含め2名様まで)
 - 申込者の郵便番号、住所、お名前(参加者全員)、電話番号、メールアドレス

※申込締切: 2023年1月16日(月) ※定員となり次第締め切ります。
※当選通知: 2023年1月20日(予定)までに参加証を郵送いたします。

※取得した個人情報はこの記念シンポジウムにのみ利用し、記念シンポジウム終了後はただちに消去いたします。

皆様のご応募をお待ちしています!!

令和5年2月2日 「日中交流二千年 アジアをつなぐ美と精神」展 記念シンポジウム（有楽町朝日ホール）に参加。



第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 大国正博				
年 月 日	令和5年3月1日			
年会費名	森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟			
相手方	森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	100% すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 森林・林業・林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う。</p> <p>◆本会の活動頻度 令和4年6月24日 総会 令和4年9月6日「林業政策に関する勉強会」開催</p> <p>◆効果等について 林産業等の活性化を推進した。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	別紙参照			103
	合計 2,980 円 50,660 円÷17 人=2,980 円を充当			
備考	添付資料：森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書、規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書
(令和4年度)

収入の部

(単位：円)

項 目	収 入 済 額	説 明
前年よりの繰越金	322,603	前期残高(令和4年3月31日現在)
会 費 @1,000円	170,000	(R4.4~R5.1) 1,000円×17人×10ヶ月 = 170,000円 延べ 170人
利 息	3	R4.8.22:1円 R5.2.20:2円
合 計	492,606	

支出の部

(単位：円)

項 目	支 出 済 額	説 明
負担金	50,660	森林・林業・林産業活性化促進地方議 員連盟全国連絡会議 令和4年度年会費 年会費50,000円+振込手数料660円
合 計	50,660	

差引残高 441,946円

令和5年3月1日

会 長 田 中 惟 允



充当額=50,660円÷17人=2,980円

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）「以下（連盟）という。」と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、第2条の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本連盟は、目的に賛意を表する奈良県議会議員をもって構成する。

(役員)

第5条 連盟に、次の役員を置く。

会 長 1名
副 会 長 1名
幹 事 長 1名
幹 事 数名
監 事 1名

2 会長は、議員連盟を代表する。

3 監査は、議員連盟の会計を監査する。

(役員を選任)

第6条 役員は、会員の中から互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の招集)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

第10条 連盟に顧問を置くことがある。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 連盟の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第13条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日終わるものとし、事業年度毎に予算及び決算の承認を総会で受けなければならない。

第14条 本規約に定めのない事項は、幹事会において、協議のうえ定める。

付 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟名簿

令和4年9月16日現在

職名	氏名	選挙区	備考
会長	田中 惟允	宇陀市・宇陀郡	自由民主党
副会長	山中 益敏	奈良市・山辺郡	公明党
幹事長	浦西 敦史	吉野郡	自民党 倭
	亀甲 義明	橿原市・高市郡	公明党
	川口 延良	天理市	自民党連合・創生
	疋田 進一	奈良市・山辺郡	無所属
	池田 慎久	奈良市・山辺郡	自由民主党
	乾 浩之	北葛城郡	自民党 倭
	大国 正博	奈良市・山辺郡	公明党
	西川 均	葛城市	自民党連合・創生
	山本 進章	橿原市・高市郡	自民党 倭
	和田 恵治	桜井市	自民党連合・創生
	荻田 義雄	奈良市・山辺郡	自民党連合・創生
	岩田 国夫	天理市	自民党 倭
	今井 光子	北葛城郡	日本共産党
	秋本 登志嗣	五條市	自民党連合・創生
	川口 正志	御所市	自民党連合・創生

計17名

令和4年度事務所状況報告書

会派・議員名 大国正博

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市西大寺北町2丁目1-16 206号 電話 延べ床面積 50 m ²
③他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 松田 芳紀) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 50 m ² (a) うち政務活動使用面積 50 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 50 / 50 → 按分率 1 / 2 ※事務所はすべて政務活動で使用しているが 按分率は1 / 2とする
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: すべて政務活動)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 来客専用 按分率 1 / 2 <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸契約書

名称	三芳ビル	部屋番号	206
所在地	奈良市西大寺北町2丁目1-16		
礼金	150,000 円		
解約引金	解約時 礼金下返金 けいものこまる。		
家賃(共益費込)	40,000 円		
水道代	1,500 円		
合計	191,500 円		
家賃支払方法			
家賃等 振込先	南都銀行 [REDACTED] (口座番号) [REDACTED] 名義 松田 芳紀		
入居者氏名	大國 正博		
生年月日	平成 30年 10月 1日		
特約事項	入居者は [REDACTED] の1名しか賃貸住宅に入居出来ない 2年毎に家賃の更新あり。 県議会議員 大國 正博 事務所として使用		
貸主 (甲)	住所	奈良市西大寺新田町5-13	
	氏名	松田 芳紀	
	電話番号	[REDACTED]	
借主 (乙)	本籍地	奈良市秋篠町 95/番地α	
	現住所	奈良市秋篠町 95/番地α	
	フリガナ	オオクニ マサヒロ	
	氏名	大國 正博	
	自宅電話番号	0742-43-2230	
	勤務地名称	奈良県議会	
	勤務地電話番号	0742-23-2157	
連帯保証人	住所	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	
	自宅電話番号	[REDACTED]	
	勤務先名称	[REDACTED]	
	勤務先電話番号	[REDACTED]	

この契約の証として本契約書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有します。

奈良市秋篠三和町1丁目9番10号

今井商事株式会社

代表取締役 今井 弘



平成 19年 7月 4日



モータープール駐車契約書

有限会社三芳 (以下「甲」という) (以下「乙」という) は車両の駐車に関し、下記のとおり契約を締結する。

第1条 甲のマンダモータープール(以下「本駐車場」という。)に乙が下記表示の車両を駐車することを甲は承諾し、乙は第5条に定める駐車料金を甲に支払うことを約した。

車両の表示

車種
車庫登録番号
台数

第2条 乙は本駐車場に前条の表示車両を駐車するのみとし、駐車車両および駐車車両付属品、車内の荷物、携行品等の損傷又は紛失に対しては、甲は一切その責任を負わないものとする。

第3条 本駐車契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1ヶ年とする。ただし、期間満了5日前までに甲又は乙がその相手方に対し契約更新拒絶の申し出ないときは更に1ヶ年間本契約は引き続き継続するものとし、以後この例による。

第4条 本契約による駐車場の駐車時間は.....時.....分から.....時.....分までとする。

第5条 駐車場使用料金は1ヶ月1台につき金 5,250 円也と定め、乙は契約締結と同時に1台分計金 5,250 円也を甲に前納するものとする。乙は本契約を継続する場合には、乙は翌月分の駐車場使用料金を本契約期間満了5日前までに甲に前納するものとする。

第6条 保証金は1台につき金.....円也とする。乙は本契約締結と同時に.....台分計金.....円也を甲に預託するものとする。但し保証金は無利息とする。又3ヶ月以内の解約については返還しないものとする。

第7条 甲・乙当事者において契約期間中に本契約を解約するときは、5日前までに書面をもって申し出るものとする。ただし契約の解約が甲の申し出による場合は除き前納の駐車場使用料金は返還しない。

第8条 乙は本駐車場を乙の保有する表示車両の駐車以外の目的にしようすることはできない。

第9条 甲は天災・火災その他乙の使用人同乗者による車輛の事故紛失、搬出等による責は負わない。

第10条 乙は火災の取扱いについて充分注意して次の事項を守らなければならない。

1. 常に火災の予防に注意して発火性・爆発性、その他危険物を一切持ち込まぬこと。
2. たばこの吸殻、その他危険物のおそれのある粉塵などをすてないこと。
3. 駐車場内においては乙は甲の管理人の指示にしたがうこと。

第11条 乙又はその関係者が故意又は過失により、本駐車場及びその附帯設備並びに他の駐車車両等に損害をあたえたときは、乙はこれを賠償しなければならない。

第12条 第6条の保証金は乙が本契約に違反することなく、契約期間の満了契約の解除、その他によって本契約が消滅した後でなければ甲にその返還を請求できない。また、乙は保証金返還請求に関する権利を担保に供し若しくはこれに対し質権を設定する一切の処分をしてはならないし、甲に対する債務と相殺することができない。

第13条 乙は第6条所定の保証金の返還を受ける際、下の各号の金額を保証金より差し引かれても異議ないものとする。

1. 乙が甲より第11条による損害賠償として請求を受けた金額
2. その他甲に対し支払を要する金額。

第14条 乙において下記の各号の一にでも該当する行為があったときは、甲は催告その他何等の手續を要せず単に通知するのみで即時本契約を解除することができる。

1. 本契約条項の一にでも違反した場合。
2. 乙が甲の指示に従わない場合。
3. その他乙に不信行為があった場合。

本契約を証するため、本書を2通作成し、甲・乙捺印の上その1通を保有する。

平成 年 月 日

〒631-0832 奈良市西大寺新田町5-13

有限会社 三芳

代表取締役 松田 芳紀

TEL 0742-45-3591



乙

〒631-0832 奈良市科線町951番地

大田 正博

0742-43-2230

入居者様 各位

(振込口座変更のお知らせとお願い)

いつもお世話になっております。

当方、組織変更により、4月分の家賃(3月末お振り込み分)より下記口座にお振り込み頂きたいと思っておりますので、宜しくお願ひ致します。

尚、事務所持ち込みしていただいている方は従来と変わりません。

南都銀行

有限会社三芳 代表取締役 松田芳紀

宜しくお願ひ致します。

もし、ご不明な点が有りましたら、

松田迄お問い合わせ下

さい。